

卒業論文取扱に関する内規

平成 20 年 11 月 19 日 改正

令和 4 年 10 月 5 日 最終改正

- 1 卒業論文を提出する者は、卒業論文提出締切日の属する学期末までに、卒業に必要な所定の期間在学し、かつ所要の単位を修得する見込みの者でなければならない。
- 2 卒業論文の提出期限は 1 月 10 日までとする。ただし、9 月卒業予定の者は 7 月 10 日までとする。
- 3 卒業論文を提出する者は、卒業論文を提出する前年度の 12 月 20 日までに指導教員の承認を受けて研究テーマ届を提出しなければならない。
- 4 卒業論文を提出する者は、卒業論文提出年度の 11 月 15 日までに指導教員の承認を受けて卒業論文題目届を提出しなければならない。ただし、9 月卒業を予定する者は、卒業論文提出年度の 5 月 31 日までに提出しなければならない。
- 5 卒業論文の書式・様式は、各専修の指導教員の指示によるものとする。ただし、原則として、枚数は 50 枚程度（400 字詰原稿用紙、ワープロの場合は換算）とする。
- 6 卒業論文について口頭試問を行う。
- 7 卒業論文の評価は、審査教員の総合判定による。
- 8 第 2 項から第 4 項における提出期限が土・日曜日に当たるときは、その次の月曜日とする。ただし、当該月曜日が祝日に当たるときは、その次の火曜日とする。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。
- 2 この内規施行の際に卒業論文題目届を提出している学生については、なお従前の例による。